

第1号様式

立地計画書（新設）

平成20年 8月 4日

山梨県知事 横内 正明 殿

住所 東京都八王子市南大沢2-25-209  
 名称 株式会社 フォレスト  
 代表取締役 多田 直樹  
 担当者 丸山 洋之  
 連絡先 042-670-6546

大規模集客施設の立地に関する方針（第3章2（1）①）により、次のとおり届け出ます。

大規模集客施設の名称	(仮称) フォレストモール富士河口湖	
大規模集客施設の立地を予定する場所	(所在地) 山梨県南都留郡富士河口湖町小立字白木4286番1外 (位置図) 別添※1	
大規模集客施設の規模及び業種	(合計床面積) ※2	23,300 m <sup>2</sup>
	(敷地面積)	67,027 m <sup>2</sup>
	(駐車場収容台数)	946 台
	(施設で営む主な業種)	小売店舗
大規模小売店舗の概要※ ※大規模小売店舗の場合に記入	(店舗面積) ※2	14,000 m <sup>2</sup>
	(核となる店舗の小売業者名)	未確定
	(その業態及び主な販売品目)	ホームセンター・家電量販店 スーパーマーケット・ドラッグストア
	(その他のテナント名)	未確定
立地（開業）までのスケジュール	(必要な法定手続の種類・着手予定時期) ※3 大店立地法.店舗新設届出(H20.11) ・自然公園法(H20.11) 都市計画法.開発行為許可申請(H20.11) 農地法.農地転用許可申請(H20.11) 土地区画整理法.建築行為許可申請(H21.2) 建築基準法.建築確認申請(H21.4)	
	(着工予定年月日)	平成21年8月
	(開業予定年月日)	平成22年6月

※1 施設の位置関係がわかるような図面を添付してください。

※2 複数棟の集客施設が一体的に利用される場合は、その床面積の合計を記入してください。（P11参照）

※3 都市計画法・農地法・大規模小売店舗立地法・農業振興地域整備法・環境影響評価法・県環境影響評価条例・土地区画整理法・建築基準法・県宅地開発事業の基準に関する条例・森林法に定める手続のうち、後続の法定手続として必要なものを記入し、その着手予定時期を併記してください。（P12参照）